

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	平成31年2月28日(木) 午後9時30分から午後10時50分
会議場所	糸魚川市役所 2階 201・202会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席 16名、欠席 2名、欠員1名)】 出席委員：1番藤田一義委員、2番片山敏隆委員、3番大島博委員、4番原直治委員、5番園田岳彦委員、6番松澤一久委員、9番鷺澤茂雄委員、10番伊藤眞一委員、11番福田幸生委員、12番井上二郎委員、13番土沢一男委員、14番伊藤昭一委員、15番齋藤清美委員、17番川内敏夫委員、18番上原スミ子委員、19番樋口佐登子委員</p> <p>欠席：8番荻野輝道委員、16番川合次夫委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請無、出席 3名)】 出席委員：8番伊井一夫委員、12番小島隆委員、13番山本民男委員 (以上 出席 19名)</p>
出席職員	舟本農業委員会事務局次長、木島同係長、伊藤同主査、小林同主査(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	6番 委員
	9番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて

No24～No.36 13件

報告第2号 農地の休耕及び増反届けについて

No.31 1件

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

No.73～No.78 6件

報告第4号 農地使用貸借契約の解約について

No.55 1件

報告第5号 農地の用途変更及び嵩上げ届けについて

No.818～No.819 2件

日程第3 付議事項

議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

No.3030～No.3032 3件

議 第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

No.4005～No.4006 2件

議 第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

No.4049～No.5056 8件

議 第4号 農用地利用集積計画案について

No.497～No.535 39件

議 第5号 農用地利用配分計画案に係る意見について

No.51～No.53 3件

議 第6号 農用法の規定による下限面積（別段の面積）の設定について

日程第4 その他

ア 次回農業委員会の日程について

イ その他

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。 それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は8番荻野委員、16番川合委員の2名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。 また、本日は推進委員の8番伊井委員、12番小島委員、13番山本委員からもご出席いただいています。</p> <p style="text-align: center;">日程第1＝議事録署名委員の指名について</p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、6番松澤委員及び9番鷺沢委員を指名いたします。</p> <p style="text-align: center;">日程第2＝報告事項</p>
議長	<p><報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて> 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。</p>
小林主査	<p>説明いたします。1頁をご覧ください。 24番下早川地区の件ですが、東海地内の3筆445㎡について、山林原野になっております。 25番下早川地区の件ですが、東海地内の2筆677㎡について、山林原野になっております。 26番下早川地区の件ですが、東海地内の1筆3.30㎡について、山林原野になっております。 27番下早川地区の件ですが、東海地内の2筆25.61㎡について、山</p>

	<p>林原野になっております。</p> <p>28 番下早川地区の件ですが、東海地内の1筆366㎡について、山林原野になっております。</p> <p>29 番下早川地区の件ですが、東海地内の2筆224㎡について、山林原野になっております。</p> <p>30 番下早川地区の件ですが、東海地内の4筆299.91㎡について、山林原野になっております。</p> <p>31 番磯部地区の件ですが、百川地内の5筆2,364㎡について、山林原野になっております。</p> <p>32 番磯部地区の件ですが、百川地内の5筆2,008㎡について、山林原野になっております。</p> <p>33 番磯部地区の件ですが、百川地内の3筆1,064㎡について、山林原野になっております。</p> <p>34 番磯部地区の件ですが、百川地内の1筆367㎡について、山林原野になっております。</p> <p>35 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の3筆1,556㎡について、山林原野になっております。</p> <p>36 番西海地区の件ですが、道平、田中地内の23筆8,882.47㎡について、山林原野になっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 木島係長	<p><報告第2号 農地の休耕及び増反届について></p> <p>報告第2号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。4頁をご覧ください</p> <p>31 番糸魚川地区の件ですが、上刈3丁目地内の1筆231㎡について、耕作に不便ため休耕するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>

議長	異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。
議長	<p><報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について> 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。</p>
木島係長	<p>説明いたします。5頁をご覧ください。 73番上早川地区の件ですが、土塩地内の1筆329㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けます。 74番上早川地区の件ですが、大平地内の13筆13,592㎡について、農地中間管理事業を活用するため解約し、その後は農地中間管理機構に貸し付けます。 75番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の5筆4,772㎡について、農地中間管理事業を活用するため解約し、その後は農地中間管理機構に貸し付けます。 76番西海地区の件ですが、川島地内の1筆1,810㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 77番西海地区の件ですが、田中地内の3筆5,109㎡について、売買するため解約し、その後は売買するものです。 78番糸魚川地区の件ですが、南寺島1丁目地内の3筆1,568㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 以上で、説明を終わります。</p>
議長	只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 木島係長	<p><報告第4号 農地使用貸借契約の解約について> 報告第4号 農地使用貸借契約の解約について説明を求めます。 説明いたします。7頁をご覧ください。 55番糸魚川地区の件ですが、南寺島1丁目地内の1筆388㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 以上で、説明を終わります。</p>

議長 6番松澤委員	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 加藤委員の農地は、今後は寺島地内の農家の皆さんですべて割り振ってやっていくのでしょうか。耕作面積的にも変わらないですか。</p>
木島係長	<p>5町2反程の農地がありますが、寺島地区で相談をする中で寺島地区内の方、それ以外の地区の方へ順次に解約し利用権設定をしていくと聞いております。加藤さんが作られていた農地については、すべてになると思いますが、新しい耕作者から作っていただくということで農家組合長さんを始め農家の方々に新しい耕作者を見つけていると聞いております。</p>
議長	<p>その他、意見ございませんでしょうか。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><報告第5号 農地の用途変更及び嵩上げ届について></p>
木島係長	<p>報告第5号 農地の用途変更及び嵩上げ届について説明を求めます。説明いたします。8頁をご覧ください。</p>
木島係長	<p>818番大和川地区の件ですが厚田地内の5筆10,251㎡について、嵩上げしたいものです。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、市道正山線付近の場所になります。田を嵩上げし、農作業の効率化を図りたいものです。</p>
木島係長	<p>819番木浦地区の件ですが鬼伏地内の1筆884㎡について、嵩上げしたいものです。地図のNo.2をご覧ください。申請地は、農道鬼伏3号線沿いの場所になります。排水状況が悪いため、嵩上げを行い、排水状況の改善を図りたいものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。 続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p>

議長	<p>日程第3＝付議事項</p> <p><議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について></p> <p>議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。9頁をご覧ください。</p> <p>3030 番糸魚川地区の件ですが、蓮台寺地内の2筆 1,820 m²について交換による所有権移転です。地図のNo.3をご覧ください。申請地は蓮台寺パーキングエリアより南の場所になります。譲受人は、申請地を取得し耕作したいため譲渡人と協議の上、自己所有地と交換するものです。</p> <p>3031 番西海地区の件ですが、田中地内の1筆 50 m²について売買による所有権移転です。地図のNo.4をご覧ください。申請地は、県道上町屋釜沢糸魚川線沿いの場所になります。譲渡人の居住地から遠く、耕作に不便なため、隣地で耕作する譲受け人へ譲り渡したいものです。</p> <p>3032 番能生谷地区の件ですが、平地内の1筆 561 m²について、売買による所有権移転です。地図のNo.5をご覧ください。申請地は市道西山2号線沿いの場所になります。譲渡し人は、高齢で耕作が困難なため、申請地と隣接する農地を耕作する譲受人へ譲り渡したいものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について></p> <p>議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、説明を求めます。</p> <p>説明いたします。10頁をご覧ください。</p> <p>4005 番糸魚川地区の件ですが、一の宮3丁目地内の1筆 306.67 m²について、住宅敷地のため転用したいものです。地図のNo.6をご覧ください。申請地は市道奴奈川支線沿いの場所になります。申請人は、現在住</p>

	<p>んでいる場所は道路が狭く除雪や通行に不便なため、通行の便のよい申請地に新築したいものです。農地の区分は、エ-(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種中高層住居専用地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>4006番能生谷地区の件ですが、柱道地内の1筆125㎡について、車庫敷地のため転用したいものです。地図のNo.7をご覧ください。申請地は、市道下倉高倉線沿いの場所になります。申請人は、娘夫婦の同居により、新たに車を置く場所が必要となったため、自宅に隣接する申請地に車庫を建築したいものです。農地の区分は、カ-(ア) (山間地域に点在する農業公共投資の対象となっていない収益性の低い農地である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について></p>
議長	<p>議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、説明を求めます。</p>
小林主査	<p>説明いたします。11頁をご覧ください。</p>
	<p>5049番下早川地区の件ですが、東川原地内の2筆1,872㎡について、土砂仮置場のための、3年間の使用貸借権設定です。地図のNo.8をご覧ください。申請地は早川大橋付近の場所になります。申請人は、東海地区で計画されている県営圃場整備事業に使用する土砂の仮置場として一時利用したいものです。農地の区分は、ア-(イ)-c-(a) (一時的な利用に供するものであり、当該目的を達成するため必要である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5050番西海地区の件ですが、釜沢地内の1筆27㎡について、住宅敷</p>

地の拡張のための、売買による所有権移転です。地図のNo.9をご覧ください。申請地は市道仲使山線沿いの場所になります。申請人は自宅への出入りに不便なため、申請地を買い入れ、乗り入れ口とし、不便を解消したいものです。農地の区分は、カ-(ア) (山間地域に点在する農業公共投資の対象となっていない収益性の低い農地である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5051 番糸魚川地区の件ですが、上刈1丁目地内の1筆199㎡について、住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.10をご覧ください。申請地は市道長面団地線沿いの場所になります。申請人は、子供の成長に伴い現在の住まいでは手狭になるため、申請地に住宅を建築したいものです。農地の区分は、エ-(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5052 番糸魚川地区の件ですが、上刈3丁目地内の1筆115㎡について、住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.11をご覧ください。申請地は市道城之腰線付近の場所になります。申請人は、現在借家住まいであるが、実家の隣接に土地を求め住宅を建築したいものです。農地の区分は、エ-(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5053 番糸魚川地区の件ですが、東寺町1丁目地内の3筆1,229㎡について、店舗敷地のための、30年間の賃貸借設定です。地図のNo.12をご覧ください。申請地は市道西中糸魚川線沿いの場所になります。申請人は、現在の店舗は売り場面積及び駐車場が不足しているため、申請地を借り受け、売り場面積の拡大及び駐車場を増設し、お客様の利便性と業務の拡大を図りたいものです。農地の区分は、エ-(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5054 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の1筆398㎡の内6㎡につ

<p>議長 1 番藤田委員</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>いて、墓地のための、永年の使用貸借権設定です。地図のNo.13 をご覧ください。申請地は、主道多目的集会施設付近の場所になります。申請人は、既存の墓地が山奥にあり、維持管理が困難なため、子が所有する申請地を借り受け、墓地としたいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(a) (住宅などが連たんしている区域) に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5055 番青海地区の件ですが、須沢地内の1筆 356 m²について、住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.14 をご覧ください。申請地は市道須沢通線沿いの場所になります。申請人は、現在アパート住まいのため、申請地を譲り受け、住宅建築敷地としたいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、工業地域である。) に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5056 番青海地区の件ですが、田海地内の1筆 22 m²について、車庫敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.15 をご覧ください。申請地は国道8号線沿いの場所になります。申請人は、車庫がなく不便であり、住宅に近い車庫及び敷地を譲り受けるため調査したところ、申請地が許可漏れであることが半明したため、事後申請するものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。) に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>5049 番下早川地区の土砂置き場については異議ありませんが、隣接して用水が通っています。先日、東海ほ場組合の総会で、土砂置き場は相当高く積むことが予想されるため、崩れて用水がつぶれないように注意してほしいとの意見がありました。申し添えます。</p> <p>その他、意見ございませんか。 [「なし」と呼ぶものあり]</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承</p>
---	---

	認することに決しました。
議長	<p><議第4号 農用地利用集積計画案について></p> <p>議第4号 農用地利用集積計画案について、39件ございます。</p> <p>このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが5件ございます。まず、原委員の案件を先に審議しますので、原委員、退席をお願いします。</p> <p>〔原委員退室〕</p>
議長 伊藤主査	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。15頁をご覧ください。</p> <p>506番上早川地区の件ですが、土塩地内の12筆1,651㎡について、更新するものです。</p> <p>507番上早川地区の件ですが、土塩、中川原新田地内の4筆5,151㎡について、更新するものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>〔原委員入室〕</p>
議長	<p>次に園田委員の案件を審議します。園田委員、退席をお願いします。</p> <p>〔園田委員退室〕</p>
議長 伊藤主査	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。16頁をご覧ください。</p> <p>508番大和川地区の件ですが、大和川地内の11筆2,894㎡について、更新するものです。</p> <p>509番大和川地区の件ですが、大和川、厚田地内の28筆5,969㎡について、更新するものです。</p> <p>510番大和川地区の件ですが、厚田地内の2筆4,750㎡について、更新するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p>

議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしと認めます。ご質問並びにご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>〔園田委員入室〕 事務局の説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。13 頁をご覧ください。 497 番下早川地区の件ですが、東海地内の 2 筆 3,045 m²について、借り受けて規模拡大するものです。 498 番下早川地区の件ですが、田屋地内の 17 筆 5,898.61 m²について、借り受けて規模拡大するものです。 499 番下早川地区の件ですが、田屋、道明地内の 5 筆 9,689 m²について、更新するものです。 500 番上早川地区の件ですが、谷根、越地内の 2 筆 3,144 m²について、更新するものです。 501 番上早川地区の件ですが、越地内の 1 筆 533 m²について、更新するものです。 502 番上早川地区の件ですが、土塩地内の 2 筆 3,419 m²について、更新するものです。 503 番上早川地区の件ですが、土塩地内の 1 筆 1,172 m²について、更新するものです。 504 番上早川地区の件ですが、土塩地内の 1 筆 329 m²について、借り受けて規模拡大するものです。 505 番上早川地区の件ですが、土塩地内の 4 筆 1,395 m²について、借り受けて規模拡大するものです。 508 番大和川地区の件ですが、大和川地内の 11 筆 2,894 m²について、更新するものです。 509 番大和川地区の件ですが、大和川、厚田地内の 28 筆 5,969 m²について、更新するものです。 510 番大和川地区の件ですが、厚田地内の 2 筆 4,750 m²について、更新するものです。 511 番大和川地区の件ですが、厚田地内の 1 筆 2,659 m²について、借り受けて規模拡大するものです。</p>

- 512 番大和川地区の件ですが、厚田地内の1筆767㎡について、借り受けて規模拡大するものです。
- 513 番大和川地区の件ですが、厚田地内の4筆9,698㎡について、借り受けて規模拡大するものです。
- 514 番西海地区の件ですが、川島地内の1筆13㎡について、借り受けて規模拡大するものです。
- 515 番西海地区の件ですが、川島地内の1筆1,810㎡について、借り受けて規模拡大するものです。
- 516 番西海地区の件ですが、川島地内の1筆559㎡について、借り受けて規模拡大するものです。
- 517 番西海地区の件ですが、田中地内の3筆5,109㎡について、農地売買支援事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。
- 518 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆426㎡について、更新するものです。
- 519 番大野地区の件ですが、大野地内の2筆2,693㎡について、更新するものです。
- 520 番根知地区の件ですが、東中地内の1筆558㎡について、更新するものです。
- 521 番今井地区の件ですが、岩木、頭山地内の5筆10,524㎡について、更新するものです。
- 522 番能生谷地区の件ですが、寺山地内の4筆798㎡について、更新するものです。
- 523 番糸魚川地区の件ですが、南寺島1丁目地内の1筆1,065㎡について、借り受けて規模拡大するものです。
- 524 番糸魚川地区の件ですが、南寺島1丁目地内の3筆1,568㎡について、借り受けて規模拡大するものです。
- 525 番能生谷地区の件ですが、川詰地内の2筆1,928㎡について、借り受けて規模拡大するものです。
- 526 番能生谷地区の件ですが、川詰地内の1筆1,054㎡について、借り受けて規模拡大するものです。
- 527 番能生谷地区の件ですが、下倉地内の1筆2,964㎡について、借り受けて規模拡大するものです。
- 528 番能生谷地区の件ですが、鷲尾地内の1筆1,209㎡について、

	<p>借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>529 番木浦地区の件ですが、木浦地内の1筆1,105㎡について、更新するものです。</p> <p>530 番木浦地区の件ですが、木浦地内の7筆11,537㎡について、更新するものです。</p> <p>531 番木浦地区の件ですが、木浦地内の5筆6,820㎡について、更新するものです。</p> <p>532 番木浦地区の件ですが、鬼伏地内の4筆2,432㎡について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>533 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の8筆10,247㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>534 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の4筆3,905㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>535 番上早川地区の件ですが、大平地内の13筆13,592㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長 2番片山委員 木島係長</p>	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>505 番糸魚川市の所有になっている理由を教えてください。</p> <p>以前は上早川村の名義になっており、その後市町村合併により糸魚川市に所有権移転となり現在に至っております。本来、市が所有権を持つことは異例ですが、集落の名では登記ができないということで市町村の名義に便宜上変えている部分もあります。現在、農地については登記簿上糸魚川市となっています。今回その部分について貸し借りが出てきたので、議案として載せさせていただきました。</p>
<p>2番片山委員 木島係長</p>	<p>今回までは違う方が耕作していたのでしょうか。</p> <p>上早川の方で貸し借りをしていました。以前の経過は3条で貸し借りをしており一旦切れていた状態です。今回は利用されている方に正式な手続きを取っていただきました。</p>
<p>6番松澤委員</p>	<p>517番の農地の売買についての確認です。初めてのケースだと思いますが、農林公社が買いたいという人に斡旋する、買い手がいるから農林公社が買うという解釈でよいでしょうか。</p>
<p>伊藤主査</p>	<p>中間管理事業の貸し借りの場合は、一旦農林公社が中間管理権を取得して農林公社が担い手の方に貸し付ける、売買事業は農地中間管理</p>

2 番片山委員	<p>権を一旦所有者から農林公社に所有権移転して登記をし農林公社が次の担い手に売る形式です。普段は配分計画が出ますが、集積しか出てきません。来月に担い手との売買が出てくる形となります。メリットは、農林公社が登記するので簡素化でき、費用は所有者が農林公社に売るときはかかりません。農林公社から担い手へいく時は費用負担が発生するそうです。農地の売買が高額だと取得するのが割に合わないということで数は少ないですが、今回はこれを利用したいというお話がありまして、農業委員会の方で売買事業として出させていただきます。譲渡所得が発生しますので800万円の控除、売買協議が必要な場合は1,500万円までの控除が受けられるメリットがあります。</p>
伊藤主査 5 番園田委員	<p>511 番、512 番、513 番 厚田地区に大きな法人組織が入ってきたということで、他の担い手農家と小作料等、地元で調整が行われているか状況を聞かせてください。</p>
伊藤主査	<p>以前から当該法人は少し厚田でやっておられました。 辞めている方も建築関係の同業種で同じ会社ということもあり、個人からの口出しはできませんが、厚田の田んぼは厚田で守るといった話し合いを進めていきますし、賃借料については用水費を含めて13,000円で水準を決めていますので金額は妥当かと思えます。今後話し合っ、必要であれば下げていきたいと思っています。</p>
議長	<p>辞められる方もいますので、その度に委員さんにも調整をお願いしていますが、中には隣が当該法人といったパターンもありました。地元の委員さんと相談しながら進めているので調整はされていると思います。</p>
議長	<p>その他、ご意見ございませんか。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第5号 農用地利用配分計画案にかかる意見について> 議第5号 農用地利用配分計画案にかかる意見について、3件ございます。 このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが1件ございます。原委員の案件を審議しますので、原委員、退席をお願い</p>

<p>議長 伊藤主査</p>	<p>します。 〔原委員退室〕 事務局の説明を求めます。 説明いたします。25 頁をご覧ください。</p>
<p>議長</p>	<p>51 番上早川地区の件ですが、大平、中川原新田地内の 25 筆 27,744 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。ご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長 伊藤主査</p>	<p>〔原委員入室〕 事務局の説明を求めます。 説明いたします。28 頁をご覧ください。</p>
<p>議長</p>	<p>52 番今井地区の件ですが、中谷内地内の 2 筆 6,055 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
<p>議長</p>	<p>53 番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の 1 筆 105 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長 伊藤主査</p>	<p><議第 6 号 農用法の規定による下限面積（別段の面積）の設定について> 議長 議第 6 号 農用法の規定による下限面積（別段の面積）の設定について説明を求めます。 説明いたします。27 頁をご覧ください。</p>
<p>伊藤主査</p>	<p>下限面積、別段面積の設定につきましては、平成 21 年の農地法の改正の時に以前は知事承認を受けていたものを、地域の実情に合わせて各市町村の農業委員会で実態に即した面積を定めることができることと</p>

	<p>されました。その後各農業委員会で毎年下限面積の設定または修正の必要について検討をされるとされていて、毎年検討をいただいているところです。今回も事務局の方で農家台帳を基に地区ごとに総農家数おおむね4割の農家が下限面積未満の耕作面積となるように計算させていただきました。</p> <p>28頁ご覧ください。今回の下限面積の設定につきましては各農家の経営面積を集計したところ、結果的には昨年と同じ下限面積となりましたので特に昨年と変わったところはありませんでした。皆さん40a未満となるところで設定しました。前回と同じです。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。ご意見がございませんので、本案件は議案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p>以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。</p> <p>続いて日程第4のその他に入ります。</p>
	<p>日程第4＝その他</p> <p>ア 次期農業委員会の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3/28(木) 午前9:30～ 201・202 会議室 <p>イ その他</p>
<p>議長</p>	<p>他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。</p> <p>慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>